



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部
平成23年6月4日(土) (第13報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

- 第13報の紙面 -			
1	お知らせ		
(1)	警戒区域への一時立入りについて	1	
(2)	熱中症予防について【新規】	1	
(3)	「生活再建の手引」が間もなく完成します。【新規】	2	
2	中小企業制度資金等について【更新】	2	
3	住宅に関する情報【更新】		3
4	医療に関する情報【更新】		4
5	消費に関する無料法律相談について		5
◆	各種相談窓口のお知らせ【更新】		6
◆	市町村問い合わせ先一覧(6月4日現在)		8

1 お知らせ

(1) 警戒区域への一時立入りについて

県では、「警戒区域」への一時立入りについて、避難されている皆さまの希望を市町村に情報提供する『警戒区域一時立入り受付センター』を設け、6月12日まで受け付けております。

◆ 0120-208-066 (フリーダイヤル)
【受付時間：8：00から22：00まで(毎日)】

以下の主な項目について、事前に御確認いただいてから御連絡ください。

- ・ お名前 ・ 立入り希望者のお名前
- ・ 連絡先(避難所、携帯電話の番号など) ・ 御自宅の住所
- ・ 避難所、避難場所の名称、住所
- ・ 車の持ち出しの希望の有無 ※1 など

※ 実際の一時立入りの日時については、おって市町村から御連絡します。

※1 車の回収希望のみのお電話も受け付けております。

(2) 熱中症予防について

熱中症は、急に暑くなる7月下旬から8月上旬に集中します。夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生します。日常生活の注意で予防しましょう。

○どんな症状があるのか。

【重症度 I度】めまい・失神、神経痛・筋肉の硬直、大量の発汗
→涼しい場所に横になり、衣服をゆるめ、身体を冷やし、水分を補給してください。

【重症度 II度】頭痛、気分不快、吐気、嘔吐、倦怠感・虚脱感
→初期症状の対処に加え地域の医療機関に相談してください。

【重症度 III度】意識障がい、けいれん、手足の運動障がい、高体温

→すぐに救急車で病院に搬送してください。

○熱中症を疑ったときは何をすべきか

- ◆涼しい場所に避難する（風通しの良い日陰やエアコンの効いている屋内等へ）。
- ◆体（頸部、脇の下、足の付け根等）に水をかけたり、ぬれタオルなどで冷やす。
- ◆水分・塩分を摂取する（水、スポーツドリンクなど）。
- ◆意識がない（呼んでもちゃんと返事をしない）ときは救急車で医療機関へ搬送する。

（3）「生活再建の手引き」が間もなく完成します。

皆さまの生活再建の一助となる、「生活再建の手引き」を作成しております。各種支援情報を網羅したガイドブックとなりますので、是非ご活用ください。

2 中小企業制度資金等について

（1）特定地域中小企業特別資金

【対象者】 「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」（4月22日までの「屋内退避区域」を含む）に事業所を有し、県内への移転を余儀なくされる中小企業等

【資金使途】 県内の移転先において、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）

【融資限度】 3,000万円以内（無利子、無担保）

【保証人】 代表者保証（法人の場合）

【融資期間】 20年以内（うち据置5年以内）

【お問い合わせ先】（相談窓口が増設されました）

● 公益財団法人福島県産業振興センター

☎024-525-4019 ☎024-534-0928

☎024-534-0938 ☎024-534-0948

☎024-535-7348

※ お申し込みは、公益財団法人福島県産業振興センターまたは原町商工会議所、最寄りの商工会で受け付けております。

（2）震災対策特別資金

【対象者】 震災により、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者

【融資限度】 8,000万円以内

【融資利率】（融資後3年間は県が利子補給。既にご利用の方も同じ。）

〈固定年1.5%以内〉：り災証明書などの交付が受けられる事業者で、災害関係保証を併用した場合

〈固定年1.7%以内〉：上記以外で間接被害等を受けた場合

【融資期間】 10年以内（うち据置2年以内）

【お問い合わせ先】（団体支援課と金融課が統合されました）

福島県経営金融課 ☎024-521-7291

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

（3）ふくしま復興特別資金

【対象者】 県内に事業所があり、以下のいずれかに該当する中小企業者

ア 地震・津波等により事業所等に損害を受けた者

イ 原発事故による「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」内に事業所を有する者

ウ 震災発生後の最近3ヵ月間の売上高または販売数量が前年同期に比して10%以上減少している者

【融資限度】 8,000万円以内

【融資利率】 固定 年1.5%以内（融資後3年間は県が利子補給）

【融資期間】 15年以内（うち据置3年以内）

【お問い合わせ先】（団体支援課と金融課が統合されました）

福島県経営金融課 ☎024-521-7291

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

3 住宅に関する情報

（1）応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

6月4日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- ◆相馬市 ☎0244-37-2178 ◆浪江町 ☎03-5638-5055
- ◆双葉町 ☎0480-73-6880 ◆富岡町 ☎0120-336-466
- ◆西郷村 ☎0248-25-1117

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

（県内避難者）☎024-521-7698、7867

【受付時間：（毎日）8：30～17：15（6/6～）】

8：30～20：00（～6/5）

（県外避難者）☎024-523-4157

（2）福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置について、5月18日から、家賃限度額、対象となる世帯の要件等の基準を一部緩和して適用いたしました。

【対象世帯】

避難前に県内に居住していた①、②の両方をみたく世帯を対象とします。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

【住宅要件】

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く。）の場合は9万円以下

- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

【県の借上げ住宅となる以前の費用の負担（遡及適用）】

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用（礼金、敷金、仲介手数料）及び家賃等月毎の費用（家賃、共益費、管理費）については、7月以降に入居日にさかのぼって県が負担いたします。なお、具体的な申請方法、窓口及び家賃等の範囲は後日お知らせします。

【申請等】

既に入居されている方を対象とした切り替え事務手続は、準備が整った市町村より開始いたします。契約書や家賃支払いに関する関係書類は保管しておいてください。

4 医療に関する情報

（1）医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

以下の方については、6月末まで一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

○ 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかの申し立てを行った方

- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の対象となっている方、又は計画的避難区域・緊急時避難準備区域の対象となっている方

※ 保険証を紛失等により提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を医療機関へ口頭で申し出てください。

罹災証明書等を提出する必要はありません。

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

※ 上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証（被保険者証）の提示が必要になります。

現在、震災に伴い被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名生年月日等を申し出ることにより保険診療を受けられる取扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。（紛失の場合再交付を受けてください。）

2. 医療機関等における一部負担金等が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で上記（1）に該当することを申し出ることにより、一部負担金等の支払が猶予されている方について、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、加入されている医療保険の保険者に免除証明書の交付を申請してください。

免除となる期間は、平成24年2月29日まで（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定）です。

※ ただし、以下の市町村国民健康保険に加入されている方、又は後期高齢者医療制度

に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方については、被保険者証があれば免除証明書は不要となる予定です。

広野町、榑葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
※また、田村市及び南相馬市の市町村国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方は、免除証明書の提示が必要となるのは8月1日からとなり、7月中は6月までと同様の取扱いとなる予定です。

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4月22日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

3. 免除対象者の方で一部負担金等を支払われた方は、還付を受けることができます。

震災以降、これまでに支払猶予・免除の対象でありながら一部負担金等を支払われた方は、加入されている医療保険の保険者に領収書等を添えて申請すれば、還付を受けることができます。

申請の方法等は、下記の医療保険の保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈国民健康保険〉 お住まいの市町村又は各国民健康保険組合

〈高齢者医療制度〉 市町村又は福島県後期高齢者医療広域連合

☎024-528-9025

福島県国民健康保険課

☎024-521-7203

〈協会けんぽ〉 全国健康保険協会福島支部

☎024-523-3916

これ以外の健康保険等の方は、加入されている各医療保険の保険者か勤務先の事業所にお問い合わせください。

（2）定期予防接種について【東日本大震災における定期の予防接種の特例について】

第12報で予防接種の対象疾病、対象者、接種時期等については御案内したところですが、今回は、さらに、東日本大震災における定期の予防接種の特例について御案内します。

震災の発生に伴い、やむを得ない事情により定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった方、一定の間隔をおいて複数回接種が必要な方について、予定どおりに接種を受けることができなかつた方についての救済措置です。

○ 対象年齢を過ぎてしまった方

8月31日までの間は、定期の予防接種対象者として接種できます。

○ 一定の間隔をおいての複数回接種ができなかつた方

当該事由が消滅した後、速やかに接種した方も定期の予防接種とみなします。

【お問い合わせ先】

福島県保健福祉部感染・看護室

☎024-521-7881

（受付時間 平日 8:30～17:15）

5 消費に関する無料法律相談について

県では、契約のトラブルや借金（ローン）の返済方法などのお困りごとに関して、法律の専門家による無料法律相談を実施しております。

秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

○相談方法 面談（事前予約制）又は電話

○相談日 平日：原則毎週月・木曜日 13:00～17:00

休日（面談のみ）：原則第4日曜日 10:00～15:00

【お問い合わせ先】

福島県消費生活センター

☎024-521-0999（土日含む）

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連(10時～15時:平日) 県弁護士会(14時～16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～日) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室(コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
◆生活に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759	教育総務課
	024-521-7755	※6月6日以降
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070	税務課
	024-521-7069	
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(土日含む)
公害(水・大気・土壌)に関する相談	024-521-7256	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
地震に関する悪質商法の相談	0120-214-888	国民生活センター(10時～16時)
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日8時～17時)
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30～17:15)
	024-521-7867	
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部
行方不明者・警察安全相談	024-522-2151	福島県警察本部(8:30～17:15)
◆経営・労働に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する 相談	024-525-4019	県産業振興センター
	024-534-0928	
	024-535-7348	
	024-534-0948	
	024-534-0938	

経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時)
	03-3545-6140	[Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(生活・就労相談)	024-995-5057	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時)
	024-525-2510	[福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041	ふくしま就職応援センター [白河窓口]
	0242-27-8258	[会津若松窓口]
	0246-25-7131	[いわき窓口] (月～土：10時～19時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (8時30分～16時30分：平日)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農産物に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
モニタリング	024-521-7453	環境保全農業課
消費	024-521-7245	食品生活衛生課
生産(作付)	024-521-7344 024-521-7336	農業振興課
各種制度資金	024-521-7349 024-521-7346	金融共済室
農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課(8時30分～21時：毎日)
◆国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
国管理道路(国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路(上記以外の国道、県道)などの土木施設に関する相談(下記のとおり)		
県管理道路に関する相談	024-521-9820	道路管理課
河川、海岸、ダムに関する相談	024-521-7644	河川整備課
砂防施設に関する相談	024-521-7493	砂防課
港湾、漁港に関する相談	024-521-7497	港湾課
空港施設に関する相談	024-521-7501	空港施設室
都市公園に関する相談	024-521-7868	まちづくり推進課
下水道に関する相談	024-521-7513	下水道課
建築基準法に関する相談	024-521-7523	建築指導課
県営住宅管理に関する相談	024-521-7519	建築住宅課

市町村問い合わせ先一覧

(6月4日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯館村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	会津管内
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
県中管内	郡山市	024-924-7111	南会津管内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
			浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)	
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		